

〈参照条文〉

**自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）**

**第八章 雑則**

**（都道府県等が処理する事務）**

**第九十七条** 都道府県知事及び市町村長は、政令で定めるところにより、自衛官及び自衛官候補生の募集に関する事務の一部を行う。

**自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第百七十九号）**

**第七章 雑則**

**（報告又は資料の提出）**

**第二百十条** 防衛大臣は、自衛官又は自衛官候補生の募集に関し必要があると認めるときは、都道府県知事又は市町村長に対し、必要な報告又は資料の提出を求めることができる。